

今月の安全運転管理

飲酒運転根絶 心の魔物を許さない

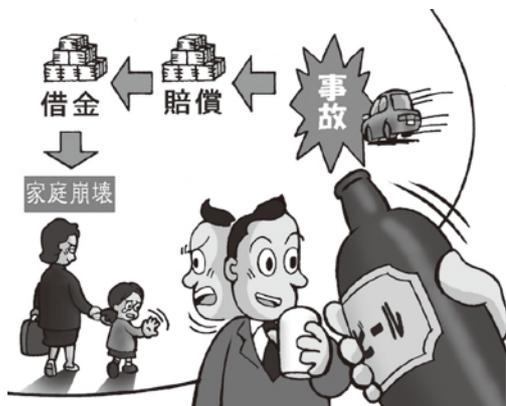
①飲酒運転根絶の気運を醸成しよう

- 飲酒運転は重大で悪質な犯罪であることを周知する
- 点呼時のアルコールチェックを徹底する

②夜間事故の防止指導を実施しよう

- 対歩行者事故防止を指導する
- 早めのライト点灯とハイビームを活用する

- 年末の交通安全県民運動【12月1日(火)～10日(木)】
(県内一斉大監視 12月4日(金)午後4時から6時の間)



飲酒運転根絶の 気運を高めましょう

令和元年中の愛知県下の人身事故件数は、前年より四、四二二件減少している一方で、飲酒運転による人身事故は前年より十一件増加の二二九件発生しており、飲酒運転による悲惨な交通事故は後を絶ちません。そこで、忘年会などお酒の席が増えるこの時期、事業所では飲酒運転が重大事故に直結する悪質な犯罪であることを認識させる啓発活動を実施しましょう。

飲酒運転による死亡事故を起こした場合、危険運転致死罪が適用されると、最高二十年の懲役が科せられます。こうした罰則の厳しさとともに、AAKKにも掲載されている交通事故加害者の手記「贖いの日々」を従業員に回覧等することで、飲酒運転事故は加害者・被害者だけでなく、周りの人の人生を狂わせることを周知し、

飲酒運転根絶の気運を高めましょう。

次に、二日酔い運転防止のために、毎朝出発前に必ずアルコールチェックでの点検を実施し、わずかでもアルコールが検知されれば、運転の中止を命じましょう。毎朝実施することで、運転者も運転前日の飲酒量を意識するようになり、飲酒運転根絶への意識も高まります。また、チェックする際には、従業員本人だけではなく、管理者も必ず確認するようにしてください。

夜間の 対歩行者事故を防ごう

愛知県警によると、平成二十六年から平成三十年までの五年間における業務中の第一当事者が死亡事故を起こす件数は、十二月が年間最多で、十二月の約二・三倍も高くなっています。そのうち約五割以上が対歩行者事故で、発生時間は夜間が多いことから、夜間の対歩行者事

故を防ぐ指導を進めましょう。

具体的には、早めのライト点灯(十一月の点灯時刻の目安は午後四時)とハイビームを積極的に活用し、早めに歩行者を見つけることを指導しましょう。また、夜間の見えにくさを理解させるために、車両を使ってライトの照射範囲を確認する指導を行いましょう。

「路上での寝込み」に 注意を

この時期は、お酒に酔ったことなどが原因で、道路上で寝込んでしまう人が増えるおそれがあることから、「道路上での寝込み」等による交通事故に対する注意喚起を行ってください。

夜間、早朝に運転する場合は、車道など予想外の場所で酔酩した人が寝込んでいるかもしれないと予測し、スピードを落とし、ハイビームの活用によって危険を早期発見するように指導しましょう。